

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成26年2月27日(2014.2.27)

【公表番号】特表2013-516366(P2013-516366A)

【公表日】平成25年5月13日(2013.5.13)

【年通号数】公開・登録公報2013-023

【出願番号】特願2012-547150(P2012-547150)

【国際特許分類】

B 6 5 D 75/04 (2006.01)

C 0 8 L 67/00 (2006.01)

B 6 5 D 85/00 (2006.01)

B 6 5 D 65/02 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 75/04

C 0 8 L 67/00

B 6 5 D 85/00 L

B 6 5 D 65/02 E

【手続補正書】

【提出日】平成25年12月20日(2013.12.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

梱包材であって、

有限の大きさと形を有するコポリエステルプラスチック塊であって、40以下の低い

ガラス転移温度を有するコポリエステルプラスチック塊と、

前記コポリエステルプラスチック塊を囲うコポリエステルポリマーフィルムであって、

60以上の高いガラス転移温度を有するコポリエステルポリマーフィルムと

を含む、梱包材。

【請求項2】

前記ポリマーフィルムが10ミクロン～100ミクロンの範囲の厚さを有する請求項1記載の梱包材。

【請求項3】

前記ポリマーフィルムが10ミクロン～300ミクロンの範囲の厚さを有する請求項1記載の梱包材。

【請求項4】

前記ポリマーフィルムが40ミクロン～2000ミクロンの範囲の厚さを有する請求項1記載の梱包材。

【請求項5】

前記低いガラス転移温度が35以下である請求項1記載の梱包材。

【請求項6】

前記低いガラス転移温度が20以下である請求項1記載の梱包材。

【請求項7】

前記高いガラス転移温度が65以上である請求項1記載の梱包材。

【請求項8】

前記高いガラス転移温度が68以上である請求項1記載の梱包材。

【請求項9】

前記プラスチック塊が前記梱包材の70~99.5重量%を占め、前記ポリマーフィルムが前記梱包材の0.5~30重量%を占める請求項1記載の梱包材。

【請求項10】

前記プラスチック塊が前記梱包材の98~99.5重量%を占め、前記ポリマーフィルムが前記梱包材の0.5~2重量%を占める請求項1記載の梱包材。

【請求項11】

プラスチック塊を梱包する方法であって、

コポリエステルプラスチック塊を製造する工程であって、前記コポリエステルプラスチック塊は40以下の低いガラス転移温度を有する工程と、

前記コポリエステルプラスチック塊をコポリエステルポリマーフィルムで囲う工程であって、前記コポリエステルポリマーフィルムは60以上の高いガラス転移温度を有する工程と

を含み、それにより、請求項1から10のいずれかに記載の梱包材を形成する、方法。

【請求項12】

前記コポリエステルプラスチック塊を製造する工程が、前記コポリエステルプラスチック塊を押し出しすることを含む請求項11記載の方法。

【請求項13】

前記コポリエステルプラスチック塊を囲む工程が、前記コポリエステルポリマーフィルムを共押し出しすることを含む請求項12記載の方法。

【請求項14】

前記コポリエステルポリマーフィルムで囲われた前記押し出されたコポリエステルプラスチックを、バスで冷却し、前記バスの温度が、前記コポリエステルポリマーフィルムの高いガラス転移温度より高い請求項13記載の方法。

【請求項15】

さらに、前記押し出されたコポリエステルプラスチック塊および共押し出しされたコポリエステルポリマーフィルムを、有限の大きさおよび形のユニットに成形する工程と、

任意に、前記ユニットの両端を密封する工程と
を含む請求項13記載の方法。